

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和6年11月16日認可 (昭和8年4月9日供用開始)	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	福知山市	職員数（H22. 4. 1現在）	25人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	79（H21年度）	財政力指数	0.56（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	*（H21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	90.5（H21年度）	実質公債費比率（％）	14.9（H22年度）
		将来負担比率（％）	175.4（H21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村： 福知山市・三和町・夜久野町・大江町] 給水区域は簡易水道区域のみが拡大（給水人口12,852人→27,065人）し、上水道事業は合併による変動はなし。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	福知山市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	福知山市ガス水道事業管理者 岩城 一洋
既存計画との関係	第4次福知山市行政改革実施計画（集中改革プラン H19～H23）
公表の方法等	市ホームページに掲載、議会議明については、集中改革プランとの整合性を図り説明を行う。（平成23年3月議会 全議員協議会報告予定）
基本方針	住民生活の基本的なライフラインとして、安心安全な水道水の安定供給を維持するとともに、より効率的、計画的な事業運営を行い、経営基盤の強化に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	53,453.3			53,453.3
	補償金免除額	8,453.0			8,453.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業	53,453.3			53,453.3
合 計 (A)		53,453.3			53,453.3
※上記のうち 再掲のもの (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		53,453.3			53,453.3

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち 再掲のもの (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち 再掲のもの (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含まれ、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の上水道は昭和6年の創設認可以来、5次にわたる拡張事業を進め、計画給水区域を市街地とその周辺地域に拡大し、生活環境基盤の整備に取り組んできた。平成21年度末の給水人口は62,608人で、市域全体の約77%を対象としている。</p> <p>経営状況については、第5次拡張事業での浄水場新設や簡水上水道統合等に伴い平成20年度以降は事業費用が急増し、平成21年度決算では118百万円の純損失となった。</p> <p>また、節水意識の高揚や企業活動減退等の影響で給水量の減少が続いていることから、早期に経営健全化を図るため平成22年6月に約16%増の料金改定を実施した。</p> <p>今後、老朽化施設や管路の更新に巨額の設備投資が必要となるものの、財源確保が極めて厳しい状況にあり、より一層の効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化に努めなければならない。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 施設更新費用の急増</p> <p>本市の水道事業における最重要施設である堀浄水場は昭和8年に設置したもので、既に法定耐用年数を大幅に超過しており、更に昭和40～50年代に建設した施設の多くも法定耐用年数を迎えようとしている。また、経年管路の更新や耐震化も計画的に取り組む必要があることから、今後膨大な設備投資が必要となる。</p>
	<p>課 題 ② 財源・収益の確保</p> <p>給水量が年々減少しており給水収益の増加が見込めない上に、基幹施設更新等に巨額の投資が必要となることから、極めて厳しい経営状況にある。また、平成29年度には、全ての簡水を上水道に経営統合することを計画しているが、当該区域は収益性が乏しいことから、さらに経営状況が悪化していくことが懸念される。今後より一層の経費縮減が必要となるが、設備投資に係る財源の確保が大きな課題となっている。</p>
	<p>課 題 ③</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 見 込 )					
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,012	441	197	26	50	150	150	250	400	400
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金					35	37	36	38	61	65
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金					34	72	71	125	180	180
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	55	75	42	30	19	6	6	5	5	5
	9. そ の 他	65	62	72	60	61	56	55			
	計 (A)	1,132	578	311	116	199	321	318	418	646	650
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	1,132	578	311	116	199	321	318	418	646	650
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,127	828	373	236	237	459	450	550	800	800
	うち職員給与費	16	14	15	15	15	15	15	15	15	15
	2. 企 業 債 償 還 金	262	265	313	310	313	349	352	425	417	434
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他											
計 (D)	1,389	1,093	686	546	550	808	802	975	1,217	1,234	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	257	515	375	430	351	487	484	557	571	584	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	210	483	293	320	344	469	466	437	451	514
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額								100	100	50
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	47	32	82	110	7	18	18	20	20	20
計 (F)	257	515	375	430	351	487	484	557	571	584	
補てん財源不足額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	6562	6739	6623	6339	7872	7673	7,471	7296	7279	7,245	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 見 込 )					
収 益 的 収 支 分						21	20	20	18	32	31
	うち基準内繰入金					21	20	20	18	32	31
資 本 的 収 支 分						35	37	36	38	61	65
	うち基準内繰入金					35	37	36	38	61	65
	うち基準外繰入金										
合 計						56	57	56	56	93	96

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率※ (%)	103	102	100	92	84	95	97	98	97	96
資本費 (円又は%)	55	56	57	70	79	82	82	81	86	86
総収支比率(法適用) (%)	107	107	105	97	91	100	101	102	101	100
経常収支比率(法適用) (%)	107	108	105	97	91	100	101	102	101	100
営業収支比率(法適用) (%)	128	127	125	113	104	115	116	117	117	116
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)				1.8	1.6	1.6	1.5	2.5	2.5
	うち基準内繰入金 (%)				1.8	2	2	1	3	2
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)				18	12	11	9	9	10
	うち基準内繰入金 (%)				18	12	11	9	9	10
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収水量は、対前年比2%減を見込む。平成25年度からは牧川筋簡水の上水統合に伴い約350千m<sup>3</sup>(55百万円)増加を見込む。</li> <li>・料金水準は、平成22年6月料金改定時の供給単価をもとに算出する。</li> </ul>
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度から牧川筋簡水の上水統合に伴い、統合前の元利償還金に対する一般会計からの繰入金を見込む。 元金分 約21百万円/年 利子分 15百万円/年</li> </ul>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽管更新及び施設更新事業について、平成25年度以降700百万円/年を見込む。</li> </ul>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費その他は、事務効率化を図り前年比1%減を見込む。</li> <li>・牧川筋簡水統合の影響で、平成25年度から費用増加を見込む。（減価償却費35百万円/年、元利償還金73百万円/年 他）</li> <li>・下水道企業会計化に伴う上下水道部門の組織体制の見直しにより、平成24年度から職員数2人減を見込む。</li> </ul>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	平成18年度策定の第4次福知山市行政改革実施計画において、市全体として平成23年度までの5年間で一般職職員数を70人以上削減する目標を設定した。平成21年度までにその目標値を達成したが、市町村合併に伴う職員数の増加を解消すべく、引き続き人員削減に努めている。 簡水を含む水道事業全体では、平成21年度に6簡水統合整備事業の完了等に伴い2人削減し、また平成22年度には組織体制の見直しを図り1人削減した。上水道事業においては、今後簡水統合に伴うエリア拡大により業務量増加が予想されるが、平成24年度に予定される下水道事業の公営企業化に伴い、上下水道部門の組織体制の見直しを図り職員数を2人削減する。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	・国家公務員の給与構造改革に準じ、平成18年4月から給与表の改定、給与表の級構成を改正した。 また地域手当は平成21年4月に廃止し、給与構造改革に伴う現給保障額についても、平成21年度の国家公務員の改正に準じて減額した。今後とも国に準じた給与改正に努める。 ・時間外勤務時間については、第4次行政改革実施計画において、5年以内に1人・月当たり時間外勤務時間数22時間を13.5時間に縮減する目標を設定した。ガス水道部全体では、平成18年度25.8時間に対し平成21年度実績では13時間となっており、今後とも事務効率化を図り時間外勤務の縮減に努める。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員の給与については一般職給与表を適用し、従来より退職不補充としている。 市全体で6名であるが、上水道事業には在籍していない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成17年度から退職時の特別昇給は廃止した。 退職手当については、国に準じて平成18年4月から大幅な改正を実施した。
◇ 福利厚生事業のあり方	②	平成22年度に互助会負担割合の改正を行った。 組合員負担:公費負担 1 : 0.65 → 1 : 0.52
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	管種・工法の見直しやガス事業等との共同施工を継続的に推進し、工事コスト縮減に努めるとともに、更に業務委託の適用範囲を見直すなど、事業全般にわたり一層の事務効率化を図り経費削減に努める。 【改善効果額の算出方法】 計画前年度の経費 - 各計画年度の経費 「収益的支出(2)経費その他」の金額比較により算出
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	メーター検針、開閉栓業務等については既に業務委託を実施しているが、委託対象業務の範囲拡大を図り、より効率的な事業運営に努める。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	基幹施設の更新時期を迎え巨額の投資が必要となることから、より一層の経費縮減に努めるとともに、施設の更新時期を見据えながら料金水準の見直しを図る。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		市の広報誌、総務省・京都府・市のホームページにて公表している。 今後は水道事業独自の広報誌を作成するなどして、経営状況等についてもより積極的な情報提供に努める。
○ 行政評価の導入		平成23年度導入に向けて、平成19～20年度に研究・研修を行い、平成21～22年度に試行を行う。
4 その他	②	平成21年に「福知山市水道ビジョン」を策定し、この指針に基づき基幹施設更新等について具体的な実施計画を策定する。 また、平成18年にISO9001を認定取得しており、今後とも継続的に人材育成・業務改善を図り、お客さまサービスの向上に努める。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度の下水道公営企業化に伴い、上下水道部門の組織体制の見直しを図り職員数を2人削減する。</li> <li>・委託業務の適用範囲について見直しを図り、経常経費を対前年比1%以上削減する。</li> </ul>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹施設更新に係る時期や経費を見据えながら、料金水準の見直しを図る。</li> </ul>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも一般会計からの基準外繰入に委ねることなく、独立採算制の原則に基づき財源確保に努める。</li> </ul>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値											
企業債現在 高		当初計画の目標値 (実績値)	6739	6546	6356	8391	8093	7784					
		延長計画の目標値		6623	6339	7872	8093	7784		7296	7279	7245	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率						15.00%						
		改善効果額(料金の適正化)						172	172	344				
		未収金の徴収対策		特別徴収		特別徴収		特別徴収						
		改善効果額		5		5		5	15					
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)								0				
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)								0				
		その他( )												
		改善効果額								0				
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)	243	225	225	224	225	225	225					
		改善効果額		18	18	19	18	18	18	91				
	給与水準													
	改善効果額													
	その他( )													
	改善効果額													
	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)		3	3	-	-	-	-	6					
	その他( )													
	改善効果額													
									当初計画改善効果額 合計	456				
									(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	28				

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他( )												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)							191		職員数2名削減			
		改善効果額								174	174	174		
	給与水準								17	17	17	51		
	改善効果額													
	その他( )													
	改善効果額													
	維持管理費等				217	212	210	210		207	212	208		
	改善効果額(適正化)					5	7	7		10	5	9		
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
									延長計画改善効果額 合計 A			87		
									延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B					
									普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C					
									A+B+C			87		
									<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)			8		

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	56	56	56	56	63	63	63	63	66	66
年間総有収水量 (千 $\text{m}^3$ )	8317	8228	8084	7853	8109	7660	7507	7357	7558	7407
公称施設能力 ( $\text{m}^3$ /日)	34000	34000	40600	40600	40600	40600	40600	40600	40600	40600
1日最大配水量 ( $\text{m}^3$ /日)	31476	29965	29386	28462	28858	29000	29000	33595	35255	35064
最大稼働率 (%)	92.6	88.1	72.4	70.1	71.1	71.4	71.4	82.7	86.8	86.4
供給単価 (円/ $\text{m}^3$ )	134.65	134.27	133.96	131.73	129.55	152.61	156.12	156.18	156.26	156.47
給水原価 (円/ $\text{m}^3$ )	130.16	131.14	134.29	143.35	154.36	156.79	158.39	159.58	161.55	162.82

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

- ・平成21年4月に、6簡易水道(川北・田野・上六人部・佐賀・豊富・上豊富)を上水道へ統合
- ・平成25年度に、牧川筋簡易水道の上水統合を計画
- ・平成29年度にその他全簡易水道の経営統合を計画